

日本小児科学会が推奨する予防接種キャッチアップスケジュールの主な変更点 2026年4月



肺炎球菌（PCV15、PCV20）について、一行目に初回免疫の開始月齢・年齢に応じた接種回数を明記し、（初回免疫として実施する場合）と（追加免疫として実施する場合）に分けて最短の接種間隔を記載しました。

販売終了のため、4種混合（DPT-IPV）ワクチンとインフルエンザ菌b型（ヒブ）ワクチンを削除しました。

ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンについて、男女別に表記して男性接種に関する記載を追加しました。

ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンのキャッチアップ接種期間終了に伴い、キャッチアップ接種に関する注意事項を削除しました。

新型コロナワクチンのダイチロナ[®]筋注の最低年齢を12歳から5歳に変更しました。

上記の削除に伴い、注意事項の番号を変更しました。

注意事項3, 4, 8の米国CDCのキャッチアップスケジュールを2025年版に修正しました。

日本小児科学会が推奨する予防接種キャッチアップスケジュール 2026年4月



ワクチン	種類	1回目接種の 最低年齢・月齢	定期接種の時期	最後の接種の 最高年齢 (日本では、ワクチンの添 付文書上、この年齢より上 での接種はできません)	最短の接種間隔				
					1回目と2回目	2回目と3回目	3回目と4回目	4回目と5回目	5回目と6回目
肺炎球菌 (PCV15、PCV20)	不活化	2か月	2か月-5歳未満 (注1)	特になし	初回免疫の開始が生後2か月以上7か月未満では4回 (初回免疫3回と追加免疫1回)、生後7か月以上1歳未満では3回 (初回免疫2回と追加免疫1回)、1歳以上2歳未満では上限2回 (接種間隔は60日以上)、2歳以上では1回のみ接種				
					4週 (初回免疫として実施する場合) * 初回免疫の開始が生後2か月以上7か月未満の場合、2回目の接種は2歳未満 (標準的には1歳未満) までに終了させる	4週 (初回免疫として実施する場合) * 初回免疫の開始が生後2か月以上7か月未満の場合、3回目の接種は2歳未満 (標準的には1歳未満) までに終了させる	60日 (追加免疫として実施) * 初回免疫の開始が生後2か月以上7か月未満の場合のみ、1歳以降に1回接種	—	—
					4週 (初回免疫として実施する場合) * 初回免疫の開始が生後7か月以上1歳未満の場合、2回目の接種は2歳未満 (標準的には1歳未満) までに終了させる	60日 (追加免疫として実施する場合) * 1歳以降に行う	—	—	—
					60日 (追加免疫として実施する場合) * 1歳以降に行う	—	—	—	—
B型肝炎 (HBV)	不活化	生下時	12か月未満 (通常2か月から開始)	特になし	4週	16-20週 (1回目から20週以上あける)	—	—	—
ロタウイルス	経口生	6週 (ただし、生後15週未満)	1価ワクチン (ロタリックス®) 6週-生後24週0日 5価ワクチン (ロタテック®) 6週-生後32週0日	1価ワクチン (ロタリックス®) 生後24週0日 5価ワクチン (ロタテック®) 生後32週0日	4週	4週 (5価ワクチン ロタテック®のみ)	—	—	—
5種混合 (DPT-IPV-Hib)	不活化	2か月	2か月-7.5歳未満 (注2)	小児 (15歳未満) (注2)	3週	3週	6か月	—	—
3種混合 (DPT)	不活化	2か月	2か月-7.5歳未満	特になし	3週	3週	6か月	6か月 (注3)	6か月 (注3)
不活化ポリオ (IPV)	不活化	2か月	2か月-7.5歳未満	特になし	3週	3週	6か月	6か月 (注4)	—
2種混合 (DT) (注5)	不活化	3か月	3か月-7.5歳未満(第1期) 11歳-13歳未満(第2期)	特になし	3週(第1期) (第2期は1回接種)	6か月(第1期)	—	—	—
BCG	注射生	0か月	12か月未満 (通常5-8か月) (注6)	特になし なお、特別の事情 (免疫不全状態など) で接種できなかった場合の事情がなくなってから2年以内に受ける定期接種については、4歳未満 (注6)	—	—	—	—	—

日本小児科学会が推奨する予防接種キャッチアップスケジュール 2026年4月



ワクチン	種類	1回目接種の 最低年齢・月齢	定期接種の時期	最後の接種の 最高年齢 (日本では、ワクチンの添 付文書上、この年齢より上 での接種はできません)	最短の接種間隔				
					1回目と2回目	2回目と3回目	3回目と4回目	4回目と5回目	5回目と6回目
麻疹、風疹 (MR)	注射生	1歳	1回目は、1歳以上2歳未満、 2回目は、5歳以上7歳未満で、 かつ、小学校入学前の1年間 (注 7)	特になし	4週 (定期接種の1回目は1歳で1回、2回目は6歳にな る年度に1回) (注7)	—	—	—	—
水痘	注射生	1歳	1歳-3歳未満	特になし	3か月 (13歳未満)、4週 (13歳以上) (注8)	—	—	—	—
おたふくかぜ	注射生	1歳	—	特になし	4週	—	—	—	—
日本脳炎	不活化	6か月	1-3回目 (1期) は、6か月-7.5歳 未満 (通常3歳から開始)、4回 目 (2期) は9歳-13歳未満 (注 9)	特になし	1週	1週 (1期2回接種後の場合は、最低6か月以上 (通常1年程度) あける)	4週 (定期接種年齢の範囲で 数年あける)	—	—
インフルエンザ	不活化	6か月	—	特になし	4週 (2-4週) (13歳以上は、1回接種)	—	—	—	—
	経鼻生	2歳	—	19歳未満	—	—	—	—	—
ヒトパピローマ ウイルス (HPV) 女性	不活化	2価ワクチン (サーバリックス®) 10歳 4価ワクチン (ガーダシル®) 9歳 9価ワクチン (シルガード®9) 9歳	12歳になる年度-16歳になる年度 の女子 (小学校6年生から高校1 年生相当)	特になし	2価ワクチン (サーバリックス®) 1か月以上の間隔で2回接種した後、3回目は1回目から5か月以上、 かつ2回目から2か月半以上の間隔をおいて接種 4価ワクチン (ガーダシル®) 1か月以上の間隔で2回接種した後、3回目は2回目から3か月以上の間隔 をおいて接種 9価ワクチン (シルガード®9) [15歳未満 (小学校6年生の学年から15歳の誕生日の前日まで) で1回目の接種を受ける場合] ・1回目の接種から2回目までの接種間隔が最低5か月以上であれば2回接種 (1回目を15歳前に接種すれば、2回で接種完了) ・1回目の接種から2回目までの接種間隔が5か月未満であれば場合は3回接種 (この場合、2回目は1回目から1か月以上、3回目は2回目から3か月以上あける) ・2価及び4価ワクチンとの交接種の場合は3回接種 [15歳以上で1回目の接種を受ける場合] ・ 原則3回接種 、2回目は1回目の接種の2か月後、3回目は初回接種の6か月後 (この方法がとれない場合、2回目は1回目から1か月以上、3回目は2回目から3か月以上あける) ※1回目または2回目に2価もしくは4価ワクチンを接種していても、2回目または3回目に9価ワクチン を接種する (交接種) ことは可能	—	—	—	

日本小児科学会が推奨する予防接種キャッチアップスケジュール 2026年4月



ワクチン	種類	1回目接種の 最低年齢・月齢	定期接種の時期	最後の接種の 最高年齢 (日本では、ワクチンの添 付文書上、この年齢より上 での接種はできません)	最短の接種間隔				
					1回目と2回目	2回目と3回目	3回目と4回目	4回目と5回目	5回目と6回目
ヒトパピローマ ウイルス (HPV) 男性	不活化	4価ワクチン (ガーダシル®) 9歳 9価ワクチン (シルガード®9) 9歳	—	特になし	4価ワクチン (ガーダシル®) 1か月以上の間隔で2回接種した後、3回目は2回目から3か月以上の間隔をおいて接種 9価ワクチン (シルガード®9) [15歳未満 (9歳以上15歳の誕生日の前日まで) で1回目の接種を受ける場合] ・ 1回目の接種から2回目までの接種間隔が最低5か月以上であれば2回接種 (1回目を15歳前に接種すれば、2回で接種完了) ・ 1回目の接種から2回目までの接種間隔が5か月未満であれば場合は3回接種 (この場合、2回目は1回目から1か月以上、3回目は2回目から3か月以上あける) [15歳以上で1回目の接種を受ける場合] ・ 原則 3回接種、 2回目は1回目の接種の2か月後、3回目は初回接種の6か月後 (この方法がとれない場合、2回目は1回目から1か月以上、3回目は2回目から3か月以上あける) ※1回目または2回目に4価ワクチンを接種していても、2回目または3回目に9価ワクチンを接種する (交接種) ことは可能	—	—	—	

日本小児科学会が推奨する予防接種キャッチアップスケジュール 2026年4月



ワクチン	種類	1回目接種の 最低年齢・月齢	定期接種の時期	最後の接種の 最高年齢 (日本では、ワクチンの添 付文書上、この年齢より上 での接種はできません)	最短の接種間隔				
					1回目と2回目	2回目と3回目	3回目と4回目	4回目と5回目	5回目と6回目
新型コロナウイルス	不活化	小児・成人用ワクチン (ヌバキソビッド®筋注 1mL) 6歳	—	特になし	4週(初回:2回):12歳以上 3週(初回:2回):6歳以上12歳未満	6か月以上(追加免疫は12歳以上)			
	mRNA	小児・成人用ワクチン (スパイクバックス®筋注) 6か月	—	特になし	4週(初回:2回) (注10)	追加免疫は5歳以上 3か月以上			
	mRNA	小児・成人用ワクチン (コミナティ®筋注シリンジ 12歳以上用) 12歳	—	特になし	4週(初回:2回)	3か月以上			
	mRNA	小児用ワクチン (コミナティ®RTU筋注5~ 11歳用1人用) 5歳	—	11歳	4週(初回:2回)	3か月以上			
	mRNA	乳幼児用ワクチン (コミナティ®筋注6か月~ 4歳用3人用) 6か月	—	4歳	3週(初回:2回)	8週以上(1~3回接種で1セット)	3か月以上		
	mRNA	小児・成人用ワクチン (ダイチロナ®筋注) 5歳	—	特になし	4週(初回:2回)	3か月以上			
	mRNA	成人用ワクチン (コスタイベ®筋注用) 18歳	—	特になし	4週(初回:2回)	3か月以上			

- 注1 特別の事情（免疫不全状態など）で接種できなかった場合、特別の事情がなくなった日から2年まで、かつ、6歳に至るまでであれば定期接種の対象となる。
- 注2 特別の事情（免疫不全状態など）で接種できなかった場合、特別の事情がなくなった日から2年まで、かつ、15歳に至るまでであれば定期接種の対象となる。
- 注3 4種混合ワクチンと5種混合ワクチンの接種回数は4回までに限られているので、百日咳予防のための5回目の追加接種については、就学前を目処に3種混合ワクチンを用いて行う(任意接種)。
6回目の追加接種も、11-13歳未満を目処に2種混合の代わりに3種混合ワクチンを接種してもよい（ただし任意接種）。
<https://www.cdc.gov/vaccines/hcp/imz-schedules/child-adolescent-catch-up.html>
- 注4 4種混合ワクチンと5種混合ワクチンの接種回数は4回までに限られているので、ポリオ予防のための5回目の追加接種については、就学前を目処に不活化ポリオワクチンを用いて行
だし任意接種)。
<https://www.cdc.gov/vaccines/hcp/imz-schedules/child-adolescent-catch-up.html>
- 注5 3種混合ワクチンで代用が可能（ただし任意接種）。第1期接種（生後3か月～7.5歳）にも使用可能であるが、この場合は初回接種2回+追加接種1回となる。
- 注6 特別の事情（免疫不全状態など）で接種できなかった場合、特別の事情がなくなった日から2年まで、かつ、4歳に至るまでであれば定期接種の対象となる。
（詳しくは、結核とBCGワクチンに関するQ&A、厚生労働省ホームページを参照）
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/bcg/
- 注7 令和6（2024）年度内に生後24か月に達した第1期対象者（2022年4月2日-2023年4月1日生まれ）、および、令和6（2024）年度における第2期の対象者（2018年4月2日-2019
1日生まれ）であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める場合、令和7（2025）年4月1日から令和9（2027）年3月31
日の2年間、接種対象期間を超えて定期接種として接種が可能（詳細は厚生労働省事務連絡を参照）。
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001440529.pdf>
- 注8 4週以上の間隔があいていればよいが、13歳未満では、3か月以上の接種間隔を推奨する。接種間隔に関しては2025年版米国CDCのキャッチアップスケジュールを参照。
<https://www.cdc.gov/vaccines/hcp/imz-schedules/child-adolescent-catch-up.html>
- 注9 【2005年5月からの積極的接種勧奨の差し控えを受けて】
省令附則第3条に基づく特例対象者（1995年4月2日から2007年4月1日に生まれた者）で2011年5月19日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者は、20歳未満まで
期および2期の不足分を定期接種として接種可能。具体的な接種については厚生労働省ホームページ(日本脳炎)を参照。
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou21/dl/nouen_qa.pdf
- 注10 初回免疫として、12歳以上は1回0.5mLを2回接種、5歳以上12歳未満は1回0.25mLを2回接種、生後6か月以上5歳未満は1回0.25mLを2回接種。追加免疫は5歳以上。

定期予防接種の対象者であった間に、特別の事情により予防接種を受けることができなかった者は、特別の事情がなくなった日から2年を経過する日までの間は定期接種の対象者となる。
ただし、ワクチンによっては年齢の上限があるので注意する（注1, 2, 6）なお、ロタウイルスワクチンはこの制度の対象とならない。